

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業理念に基づき、株主、お客様をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に満足と信頼を得るべく、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の最重要課題として取り組んでおります。

経営と執行の機能を明確にし、意思決定の迅速化を図り、効率的な経営を目指しております。そして、監査体制を充実することにより、適切な経営と業務執行を確保するとともに、コンプライアンスやリスク管理体制の向上を図っております。

また、経営の透明性を高めるために、公正かつタイムリーな開示を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
トヨタ自動車株式会社	129,000,000	16.48
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	54,750,000	6.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	40,531,000	5.18
日本生命保険相互会社	15,986,211	2.04
スズキ株式会社	13,690,000	1.75
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリー バンク フォー デポジタリー レシートのホルダーズ	13,418,290	1.71
株式会社みずほコーポレート銀行	12,361,739	1.58
株式会社みずほ銀行	12,017,170	1.54
富士重工業取引先持株会	11,819,000	1.51
株式会社損害保険ジャパン	11,716,490	1.50

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	輸送用機器
(連結)従業員数	1000人以上
(連結)売上高	1兆円以上
親会社	なし
連結子会社数	50社以上100社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は上場子会社として、株式会社イチタン(ジャスダック)を有しております。

子会社においては各社毎にコーポレート・ガバナンスの強化を図るとともに、当社としましても上場子会社を含めた、グループガバナンスの観点から効率的な経営を目指し、グループ会社に対する業務監査を実施する等の施策を進めております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由

平成17年10月に、米国ゼネラルモーターズ社との資本関係を含む提携関係を解消したことに伴い、社外取締役1名が辞任し、以降、社外取締役は不在となっておりますが、経営の監視機能としては、経営陣から独立し、かつ、適法性および妥当性の観点から意見を述べるに十分な資質・能力・経験を有した社外監査役2名(うち1名は常勤監査役)を選任しております。

常勤の社外監査役は、取締役会をはじめ当社の主要事業における重要案件の審議・決定を行う「事業執行会議」等にも正規メンバーとして出席し、独立・中立の立場から単に適法性の観点からの指摘だけではなく、上場企業に求められる経営の相当性・妥当性に関する客観的意見も述べており、取締役はこれらの会議において意思決定を行う上で社外監査役の意見を尊重しております。

また、社外監査役を含む監査役は、定期的に開催される監査役会において、取締役会の前置審議機関である「経営会議」や上記「事業執行会議」等における検討内容の情報共有を充分に行っております。

これらの社外監査役の関与により、取締役に対するモニタリングの実効性を高め、事業の健全性はもとより効率性の面についても有益なモニタリングを行なう仕組みとしております。

加えて、当社では、コンプライアンス委員会や役員研修会等において、取締役が、経営から独立した弁護士その他の外部専門家による意見・助言を得る機会を設け、経営の中立性確保に努めております。

当社においては、これらの仕組みにより、経営の監視機能を確保しておりますが、今後も、取締役の業務執行の適正化をより高めるため、社外取締役採用も含めて、当社として適正な体制の検討を進めてまいります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	4名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役は、会計監査人から、四半期毎の決算にあわせ、会計監査結果に関し説明・報告を受けております。

その他、会計士による事業所等への往査に監査役が同行したり、年度はじめ等に監査計画に関する意見交換を適宜行うなどして、監査業務における連携の強化を図っております。

監査役と内部監査部門の連携状況

内部監査の組織として監査部を設置しており、社内各部門及び国内外のグループ会社の業務遂行について計画的に業務監査を実施しております。また、年度はじめに内部監査年度計画と監査役会方針との事前調整を行い、監査役に対して監査部は全ての内部監査結果の報告、月次単位での内部監査活動状況の報告及び意見交換等を行い、連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	
今井 伸茂	他の会社の出身者									○	
宮川 義一	他の会社の出身者									○	

※1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

b その他の関係会社出身である

c 当該会社の大株主である

d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである

g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
今井 伸茂	——	今井伸茂氏は、金融機関の役員を歴任された経験と豊富な知識、監査を客観的に行うための資質・能力を有していることから、社外監査役として適任であると考え選任しております。
宮川 義一	宮川義一氏は、独立役員であります。	宮川義一氏は、製造業の役員として経営に携わられた経験と豊富な知識、監査を客観的に行うための資質・能力を有していることから、社外監査役として適任であると考え選任しております。 <独立役員として指定した理由> 宮川義一氏は、その経歴等に照らし一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として適任であると考え指定しております。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

取締役会及び監査役会に出席するとともに、その他の重要な会議に出席し、幅広い観点から適切な助言、指摘を行っている。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

現に発行している新株予約権の中で、取締役に対する付与の状況は以下のとおりであります。
平成16年6月25日開催の定時株主総会の決議によるもの
・新株予約権の数:190個(付与対象7名)
・目的となる株式の種類及び数:普通株式 190,000株
・株式の発行価額:594円
・発行価額の総額:112,860,000円
・権利行使期間:平成18年8月1日から平成23年7月31日まで

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、社外監査役、従業員
-----------------	-----------------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、経営の健全性と社会的信頼性の向上を図ることを目的とし、当社の取締役、執行役員、監査役、従業員に対し、付与しております。

【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書(事業報告)
------	---------------------

開示状況	全取締役の総額を開示
------	------------

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役に対する報酬額については、取締役、監査役各々の総額を開示しております。なお、取締役及び監査役に対する報酬額を開示している有価証券報告書については、ホームページにおいても公開しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役の職務を補助するスタッフを置いています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

当社は、監査役制度を採用しており、取締役会及び監査役会において、重要な業務執行の決定や監督及び監査を行っております。
業務執行体制については、取締役会の事前審議機関として経営会議を設置し、全社的経営戦略及び重要な業務執行の審議を行っております。また、執行役員制度を採用するとともに、航空宇宙・産業機器・エコテクノロジーの事業部門については社内カンパニー制を導入して、責任の明確化と執行の迅速化を図っております。さらに、平成16年6月より、取締役会の決議に基づき、役員候補者の選定を行う役員指名会議と、同じく役員報酬、業績考課などの決定を行う役員報酬会議を設置しております。
監査役機能強化に関する取組みとして、監査の実効性を高めるため、独立性の高い社外監査役及び経理部門での豊富な業務経験を持ち財務・会計に関する相当程度の知見を有した監査役を選任しております。また、監査役の能力を活かすため、監査役補助スタッフを設けるとともに、監査役が必要に応じて弁護士・公認会計士等の外部専門家の助力を得られる体制を構築しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限より1週間程度早めて招集通知を発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主様に出席いただくため、集中日前に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	2009年6月開催の第78期定時株主総会より、インターネット等による議決権行使を採用しております。
その他	招集通知については英語版も作成し、日本語版と併せて、ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算(毎年4月下旬～5月上旬)、第2四半期決算(毎年10月下旬～11月上旬)では、代表取締役社長(CEO)、専務執行役員(CFO)による説明会を開催し、アナリスト・機関投資家、約150名が参加されています。 第1四半期(毎年7月下旬～8月上旬)、第3四半期決算(毎年1月下旬～2月上旬)では、専務執行役員(CFO)による電話会議を開催し、アナリスト・機関投資家、約80名が参加されています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年に一度、欧州及び米国で海外機関投資家向けに説明会若しくは個別ミーティングを行っております。説明会にはアナリスト機関投資家、約80名が参加されています。	あり
IR資料のホームページ掲載	日本語 http://www.fhi.co.jp/ir/index.html 英語 http://www.fhi.co.jp/ir/english/index.html のIRサイトを運営しており、トップメッセージ、中期経営計画、CSR、会社概要、株価情報、IRカレンダー、決算資料、説明会資料、アニュアルレポート、有価証券報告書、株主総会関連情報、配当推移、定款等、あらゆる情報を掲載しており、またリリース等はメール配信、RSS配信、モバイルサイト等での配信ができるようにしています。 個人株主向けのサイトも http://www.fhi.co.jp/ir/individual/index.html 運営をしております。	あり

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>お客さまに喜んでいただけるモノづくり企業として、企業組織レベルの取組み要件である「企業行動規範や重要項目の尊重を主体とした守りのCSR」と「企業市民として事業活動を通じて社会課題の解決に寄与することを主体とした攻めのCSR」をより明確にするため、平成21年にCSR方針を改定いたしました。</p> <p>「CSR方針」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 私たちは、富士重工の企業行動規範に基づき、法令、人権、国際行動規範、ステークホルダーの権利およびモラルを尊重します。 2. 私たちは、企業市民として、現代社会が抱える世の中の社会問題の改善に向けて取り組みます。 <p>2007年2月28日に公表した2007年度から2010年度の4年間を対象とした中期経営計画の経営ビジョンのひとつとして「社会的責任を全うする企業」を掲げました。これは、当社の長期ビジョンである「存在感と魅力ある企業」を実現するための必要不可欠な基本事項で、「すべてはお客さまのために」という基本的な考え方と併せて、さまざまなステークホルダーの皆さまから信頼される企業を目指して持続的な社会発展へ貢献するとともに企業価値の向上を図っております。</p> <p>ステークホルダーとの関係の基本となる項目 「コーポレート・ガバナンス」「コンプライアンス」「情報公開」「従業員」「調達」「社会貢献」「環境」「お客様・商品」</p> <p>CSRLレポートサイト 日本語 http://www.fhi.co.jp/envi/report/index.html 英語 http://www.fhi.co.jp/english/envi/report/index.html</p>

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>環境保全活動については、平成5年に総合環境委員会を組織し、地球環境保護に関する取組み計画(第1次)を策定して推進を開始いたしました。この活動の成果は平成12年より、環境報告書として発行しております。また、平成8年には環境保全取組み計画(第2次)を、平成14年には環境保全取組み計画(第3次)を、平成18年には環境保全取組み計画(第4次)を策定し公表し、現在目標達成に向けて活動を推進しております。</p> <p>また、平成22年2月には、これまで個別に環境マネジメント・システムを導入していた富士重工業の各事業所と、関連会社2社の当該システムを統合し、スバル・グループとして環境マネジメント・システムの統合認証を取得し、環境保全活動への取り組みをさらに進めました。</p> <p>今回の統合により当該システムの運用を通じた、環境リスク情報の一元管理や企業単位での環境法制対応が可能となり、グループ全体の管理レベル向上を目指しております。また活動推進のための事務局工数などの低減を通じ、費用対効果の向上を図っております。</p> <p>CSR活動については、従来からの活動をより活性化させるため、平成17年にCSR委員会を、平成18年2月に専門部署を設置いたしました。また、環境マネジメント・システムと同様に全社、グループでトップマネジメントによるレビューが可能な委員会として、「総合環境委員会」と「CSR委員会」を統合した「CSR・環境委員会」を平成19年度から設け、グループ、グローバルでCSRの活動を進めております。</p> <p>環境報告書に関しては、社会性活動を含めて平成16年からは環境・社会報告書として、平成19年には社会・環境報告書として、平成21年にはCSRレポートとして発行しております。</p> <p>また、2007社会・環境報告書から、第三者評価を取り入れて弊社CSR、環境活動に対する助言を頂くと共に活動の充実を図っております。</p> <p>CSRレポートサイト 日本語 http://www.fhi.co.jp/envi/report/index.html 英語 http://www.fhi.co.jp/english/envi/report/index.html</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>IRサイトにて適時開示等を謳った、ディスクロージャーポリシーを開示しております。</p> <p>日本語 http://www.fhi.co.jp/ir/policy.html 英語 http://www.fhi.co.jp/english/ir/policy.html</p>

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は取締役会において内部統制システムの基本方針について決議し、以下の体制の整備を行っております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び監査役は、各種会議への出席、りん議書の閲覧、執行役員・使用人からの業務報告書等により、他の取締役の職務執行の監督、監査を実効的に行うための体制を整備する。
- (2) コンプライアンス規程を定め、取締役が法令・定款・社内規程を遵守するための体制を整備する。
- (3) 執行役員・使用人が取締役の職務執行上の法令・定款違反行為等を発見した場合の社内報告体制として内部通報制度(コンプライアンス・ホットライン)を定める。
- (4) 必要に応じて、取締役を対象とした、外部の専門家によるコンプライアンス等に関する研修を行う。
- (5) 取締役は他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合、直ちに監査役および取締役会に報告し是正処置を講じる。

2. その他株式会社の業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

・取締役会議事録、りん議書、その他取締役の職務の執行に係る文書及びその他の情報の保存、管理に関して社内規定を定め、その規程及び法令に従い、適切に該当情報の保存及び管理を行う。

(2) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

・当社は、コンプライアンス、環境、品質、その他のリスクについて、リスクの現実化と拡大を防止するため、各部門の業務に応じて、規程、マニュアル、ガイドライン等を定める。
・事業性のリスクについては取締役が一定の決裁ルールに従い精査し、あわせて、各部門・カンパニーそれぞれによる管理と、戦略本部を中心とした本社共通部門による全社横断的な管理を行う。
・全社的な緊急連絡体制を整備し、緊急時における迅速な対応と損失の拡大防止を図る。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役ごとに職務執行の担当部門を定める。
・各取締役は担当部門の執行役員へ権限を委譲し配分することで職務の執行の迅速化を図る一方、業務報告を定期的に受けることで執行役員・使用人の業務執行を監督する。
・取締役会で審議する案件を、事前に経営会議(取締役会の事前審議機関で全社の経営案件を審議する会議)や執行会議(各執行部門の意思決定機関)にて審議し、問題点を整理することで、取締役会における審議の効率化を図る。

(4) 執行役員・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

・コンプライアンス規程を定め、執行役員・使用人が法令・定款・社内規程を遵守するための体制を整備する。
・コンプライアンスの実践を推進するため、コンプライアンス委員会を設置し、重要なコンプライアンス事項に関する審議・協議、決定、情報交換・連絡を行う。

・執行役員・使用人を対象に、計画的にコンプライアンス講習会等の教育を実施し、コンプライアンス啓発に取組む。

・執行役員・使用人が業務上の違法行為等を発見した場合の社内報告体制として内部通報制度(コンプライアンス・ホットライン)を定める。

・内部監査部門として監査部を設置する。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

・国内外の関係会社(以下、関係会社)の事業管理を行うため、関係会社ごとの担当部門を定める。

・内部監査の組織として監査部を設置し、関係会社の業務監査を実施する。

・国内関係会社の監査役を定期的に召集し、国内関係会社における監査機能強化のための意見交換等を行う。

・当社の執行役員・使用人に一部国内関係会社の監査役を兼務させ、監査機能の強化を図る。

・前記(4)の内部通報制度(コンプライアンス・ホットライン)を、国内関係会社にも適用する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する事項

・監査役求めに応じ、監査役を補助するため、当社の使用人から1名以上のスタッフを配置する。

(7) 前記(6)の使用人の取締役からの独立性に関する事項

・当該補助スタッフが業務執行を行う役職を兼務する場合において、監査役補助業務の遂行については取締役及び執行部は干渉しないこととし、監査役からの指揮命令の独立性を確保する。

(8) 取締役・執行役員・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役が取締役・執行役員・使用人から定期的に職務の執行状況について報告を受けられるよう規程を定める。

・監査役が必要に応じ各事業部門等にて取締役・執行役員・使用人へ職務の執行状況について報告を求めることができるよう規程を定め、監査役が必要に応じ情報収集できる体制を整備する。

・取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、重大な法令・定款違反、その他コンプライアンス上重要な事項が生じた場合、監査役へ報告する。

・監査役は、重要なコンプライアンス事項の審議・協議、決定、情報交換・連絡を行う組織であるコンプライアンス委員会に出席する。

・監査役は、代表取締役、取締役、会計監査人と定期的に意見交換会を開催する。

(内部統制システムに関する整備状況)

当社では、各事業の横断機能を担う戦略本部を中心とした本社共通部門が各部門、カンパニーと密接に連携して、リスク管理の強化を図っております。また、監査部が各部門及びグループ各社の業務遂行について計画的に監査を実施しております。

さらに、当社では、内部統制システムの整備に資するため、リスク管理の最も基礎的な部分に位置付けられるコンプライアンスの体制・組織を整え、運用しております。

まず、全社的なコンプライアンスの実践を推進するため、コンプライアンス委員会を設置し、重要なコンプライアンス事項に関する審議・協議、決定、情報交換・連絡を行っております。また、部門・カンパニー毎にコンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当者を配置し、コンプライアンスを現場単位できめ細かく実践する体制を組織し、さらに、日頃から役職員を対象とした教育・研修を計画的に実施しており、社内刊物物などを通じて随時、コンプライアンス啓発を行っております。

また、当社グループのコンプライアンスの実践を推進するために、グループ会社に対し教育・研修の実施や社内刊物物による情報提供をおこなうと共に、当社内部通報制度(コンプライアンス・ホットライン)へ参加することにより、実行性を高めております。

(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方)

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体には断固とした態度で臨みます。

(反社会的勢力排除に向けた整備状況)

当社は、役職員がコンプライアンスを実践し、これに則った行動をするための遵守基準として、「企業行動規範」および「行動ガイドライン」を定めています。

この中で、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方や、具体的にとるべき行動、参照すべき法令等および所轄部門についても規定しており、これらは役職員が所持している「コンプライアンスマニュアル」で解説されています。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項
